

第1日

令和元年9月2日（月）

午前10時零分開会

○議長（堀尾俊浩君） これより、令和元年第4回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から9月25日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から25日までの24日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

5番加藤正二議員

6番小島清人議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から、報告5件、議案24件の送付を受けたほか、議会運営委員会から決議案1件が提出され、請願書1件を受理いたしました。

これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本日ここに令和元年第4回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、報告について5件、決算の認定について7件、利益の処分及び決算の認定について3件、補正予算について3件、条例の一部改正及び制定について4件、工事委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について1件、工事請負契約の変更及び締結について各1件、財産の取得について2件、市道路線の認定について1件、指定管理者の指定について1件、合計29件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第11号から報告第15号までについて説明申し上げます。

報告第11号及び報告第12号の専決処分の報告につきましては、物損事故及び交通事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第13号平成30年度朝倉市健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を報告申し上げるものであります。健全化判断比率が早期健全化基準を上回る場合は「財政健全化計画」を、資金不足比率が経営健全化基準を上回る場合は「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を経て、財政の早期健全化を図られなければならないものとなっております。なお、本市の平成30年度決算に係る比率は、いずれも当該基準を下回っております。

報告第14号平成30年度甘木鉄道株式会社の決算及び報告第15号令和元年度甘木鉄道株式会社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、甘木鉄道株式会社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第63号議案から第69号議案までにつきましては、平成30年度の一般会計及び特別会計の決算の認定に関する議案であります。地方自治法第233条第1項の規定に基づき提出された決算及び決算に関する書類に、監査委員の審査意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、同条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。

第70号議案から第72号議案までにつきましては、平成30年度の工業用水道事業、水道事業及び下水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を添えて議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により利益の処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算3件について説明申し上げます。

第73号議案令和元年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、災害復旧等に必要な経費、幼児教育・保育の無償化に伴う経費等について補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ12億8,044万8,000円を追加し、予算総額を475億5,588万2,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

民生費では、幼児教育・保育の無償化に伴う施設型給付費及び大福学童保育所建設実施設計に係る経費に780万円を計上いたしました。

農林水産業費では、木材関連事業者が整備する集出荷販売施設等に対する補助金等に1億3,949万6,000円を計上いたしました。

土木費では、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費に1億2,720万円を計上いたしました。

教育費では、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付費等経費及び災害復旧事業に伴う埋蔵文化財調査経費に3,565万8,000円を計上いたしました。

災害復旧費では、道路及び河川並びに農業用施設に係る復旧経費並びに堆積土砂排除事業経費として4億4,729万4,000円を計上いたしました。

公債費では、繰上償還に要する経費に5億2,300万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う主な財源としまして、国庫支出金 2 億 4,589 万 9,000 円、県支出金 2 億 358 万 6,000 円、繰越金 9 億 9,955 万 9,000 円等を計上いたしました。

第74号議案令和元年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う支払基金への返還金、国及び県への返還金並びに平成30年度決算に伴い介護給付費準備基金へ積み立てる経費について補正するもので、歳入歳出それぞれ 1 億 1,379 万 8,000 円を追加し、予算総額を 61 億 196 万 4,000 円といたしました。

第75号議案令和元年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、福岡県の委託事業として、平成29年九州北部豪雨災害による河川改修工事に伴う下水道管布設替工事を行うために補正するものでありまして、収益的収入及び支出において特別利益を 325 万 1,000 円、特別損失を 635 万 6,000 円減額し、収入合計を 20 億 9,780 万 7,000 円とし、支出合計を 20 億 5,861 万 9,000 円といたしました。また、資本的収入及び支出においては、同委託事業による建設改良費について補正するものでありまして、資本的収入を 2,890 万 1,000 円増額し、収入合計を 15 億 1,784 万 6,000 円とし、資本的支出を 2,895 万 6,000 円増額し、支出合計を 20 億 9,581 万 7,000 円といたしました。災害復旧事業費の財源に充てる企業債においては、283 万 5,000 円を収益的収支より減額し、同額を資本的収支に増額いたしました。

次に、第76号議案朝倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第77号議案朝倉市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第78号議案朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第79号議案朝倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第80号議案工事委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更につきましては、市営住宅杷木団地及び市営住宅柿添団地の建設工事を施行するに当たり、入札差

金及び工事設計等の一部変更により協定額を変更する必要が生じたため、並びに第81号議案工事請負契約の変更につきましては、農業用施設災害復旧工事（ため池第5工区）につきまして、工事設計の一部変更により請負金額を変更する必要が生じましたが、変更後の請負契約額が1億5,000万円以上となるため、及び第82号議案工事請負契約の締結につきましては、普通河川平川災害復旧工事を施行するため、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第83号議案財産の取得につきましては、市立小中学校用パソコン及び周辺機器等を取得するため、並びに第84号議案財産の取得につきましては、消防ポンプ自動車を取得するため、指名競争入札により購入の相手方を定めましたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第85号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第86号議案指定管理者の指定につきましては、朝倉市学童保育所条例第9条の規定に基づき、甘木Ⅱ学童保育所及び立石Ⅳ学童保育所の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げます、御了承いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 補足説明があれば承ります。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は9月9日の本会議において行います。

次に、決議案について議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。議会運営委員会副委員長。

（議会運営委員会副委員長 佐々木明子君登壇）

○議会運営委員会副委員長（佐々木明子君） ただいま議題となりました決議案第2号天皇陛下御即位を祝す賀詞についてにつきまして、代表いたしまして提案理由を説明いたします。

決議案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。令和元年5月1日、

天皇陛下御即位に当たり、天皇皇后両陛下のますますの御清祥と令和の時代の末永い繁栄をお祈り申し上げ、朝倉市民を代表して謹んで慶賀の誠を表すものであります。

皆様方におかれましても御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(議会運営委員会副委員長 佐々木明子君降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。13番大庭きみ子議員。

(13番大庭きみ子君登壇)

○13番(大庭きみ子君) 皆様、おはようございます。13番大庭きみ子でございます。

令和元年請願第1号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書について、趣旨説明を行います。

昨年も本議会で意見書を採択していただき、国会に提出していただいておりますが、子どもの教育環境充実を推進していくためには継続した取り組みが必要であります。

特に、日本の将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要であります。しかし、現実には子どもたちを取り巻く家庭環境や社会状況は年々厳しくなっております。子どもの貧困問題やいじめや不登校の子どもたちも増加しており、また日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応など支援が必要な子どもたちもふえています。また、新しい教育要領により授業時数や指導内容も増加しています。

複雑で深刻化してくるさまざまな問題や課題を解決し、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、少人数学級を推進し、教育環境をよりよくしていかなければなりません。また、未来を担う子どもたちを育む教育現場において、教職員が人間らしい働き方ができるためには長時間労働の是正が必要であり、教職員の定数改善が必要であります。

しかし、現状ではそれと相反して三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国の負担が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政が圧迫され、非正規教職員もふえてきています。独自財源により定数措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫しています。子どもたちは全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは憲法上保障されていなければなりません。財政状況が厳しい自治体に負担をかけるのではなく、国の責任において義務教育の教育環境の格差をなくし、一定水準に整えることは重要であります。未来を担う子どもたちを育む教育の役割は重要であり、その条件整備は不可欠であります。

教育環境をよりよいものにしていくために少人数学級推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を請願するものです。

皆様方の御賛同を賜り、本議会から国会へ意見書を提出していただきますようよろしくお願いいたします。

以上、趣旨説明を終わります。

(13番大庭きみ子君降壇)

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。第63号議案については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よつて、本件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よつて、ただいま指名されました17名の皆さんを決算審査特別委員に選任することにいたしました。

お諮りします。決議案第2号につきましては、これより質疑を行い、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

決議案考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

---

午前10時23分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより決議案の質疑に入ります。質疑は申し合わせにより同一議題について1人3回までとなっております。御了承願ひます。

それでは、決議案第2号天皇陛下御即位を祝す賀詞についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、以上をもって決議案の質疑を終了したいと思ひます。

次に、決議案第2号の審議を行います。

それでは、決議案第2号天皇陛下御即位を祝す賀詞についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は5日午前10時から行います。本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時24分散会